

令和 3 年度

事 業 報 告 書

自 令和 3 年 4 月 1 日
至 令和 4 年 3 月 31 日



一般財団法人 全日本交通安全協会

目 次

第1 令和3年度の事業概要

第2 事業活動

1 交通安全に関する広報啓発活動の推進

(1) 第62回交通安全全国民運動中央大会	1
(2) 全国交通安全運動の実施	1
(3) 交通安全年間スローガン・ポスター・デザインの募集と普及	2
(4) 各種媒体を活用した交通安全広報の推進	3
(5) 反射材用品を普及促進するための反射材フェアの開催	3
(6) 飲酒運転根絶のためのハンドルキーパー運動の推進	4
(7) 交通安全ファミリー作文コンクールの実施	4
(8) 自転車月間の効果的推進	4

2 交通安全対策等の推進

(1) 幼児・子供の交通安全対策の推進	5
(2) 高齢者、身体障害者等の交通安全対策の推進	5
(3) 自転車の交通安全対策の推進	6
(4) 原付・二輪車運転者の交通安全対策の推進	7
(5) 自動車運転者の交通安全対策の推進	9
(6) 企業の交通安全対策の推進	10
(7) 反射材用品の普及促進	10
(8) 道路使用等の適正化に関する対策の推進	10
(9) 都道府県交通安全協会への交通安全活動資器材の支援	11

3 交通安全表彰の実施	
(1) 交通栄誉章「緑十字金章・銀章・銅章」表彰	12
(2) 交通安全優良団体等表彰	12
(3) 優良二輪車安全運転指導員等表彰	13
4 交通安全教育指導者育成のための研修会等の開催	
(1) 二輪車安全運転特別指導員中央研修会及び特別指導員養成講習会	13
(2) 都道府県安全運転管理者協議会専務理事等会議	14
(3) 安全運転管理指導者講習会	14
(4) 都道府県道路使用適正化業務担当責任者研修会	14
(5) 地域交通安全活動推進委員全国研修会	14
(6) 交通事故相談担当者研修会	14
5 交通安全教育及び啓発用資料・資器材等の作成、普及	
(1) 交通安全教育指針に基づく指導者用手引書	15
(2) 各種教本、パンフレット等	15
(3) 映画・DVD等	16
(4) 保安用資器材等	18
6 都道府県交通安全活動推進センターとの連携	18
7 交通安全に関する調査研究等の実施	
(1) 交通安全に関する調査研究	19
(2) 諸外国の交通安全団体との交流	19
8 各種行事に対する協賛、後援等の実施	19

第3 管理関係

1 評議員会及び理事会に関する事項

(1) 評議員会	20
(2) 理事会	21

2 役員等に関する事項

(1) 評議員	23
(2) 役員（理事、監事）	24
(3) 役員等変更に伴う登記関係	25

3 事務局に関する事項 ······ 26

令和3年度

事業報告書

第1 令和3年度の事業概要

事業活動面では、公益目的支出計画に基づく「実施事業」を中心に遂行し、計画的な事業展開を行った。

「交通安全全国民運動中央大会」などの全国から多人数が一堂に会するような行事等については「新型コロナウィルス感染症」の感染拡大防止の観点から、中止等せざるを得なかつたが、反射材フェアをLIVE配信で開催するなど、新たな情報発信の手法も取り入れつつ、交通安全思想の普及促進や交通安全教育の推進に取り組んだ。

また、交通事故死者数に占める高齢者の構成率が5割以上で増加傾向にあることから、高齢歩行者の夜間における交通事故防止を図るため、反射材用品を都道府県交通安全協会に配布し、その普及促進するなどの活動を行った。

第2 事業活動

1 交通安全に関する広報啓発活動の推進

(1) 第62回交通安全全国民運動中央大会

国民総ぐるみの交通安全運動の推進を目的として、令和4年1月25日（火）・26日（水）の両日、東京都内において「第62回交通安全全国民運動中央大会」を開催する予定であったが、感染症対策の観点から中止とした。

なお、大会時に実施している「交通安全表彰」については、表彰状等を作成の上、都道府県交通安全協会に送付し、都道府県単位での伝達に委ねた。

(2) 全国交通安全運動の実施

春の全国交通安全運動（令和3年4月6日（火）から同月15日（木）までの10日間）及び秋の全国交通安全運動（令和3年9月21日（火）から同月30日（木）

までの10日間）を関係各省庁、団体との共催により実施した。実施に当たり、交通安全運動用のポスターを作成・配布するとともに、反射材用品の普及促進、飲酒運転根絶のためのハンドルキーパー運動の推進、シートベルトの正しい着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底及び「交通事故死ゼロを目指す日」の広報啓発等の交通安全活動を行った。

(3) 交通安全年間スローガン・ポスターデザインの募集と普及

令和3年使用の交通安全年間スローガンとポスターデザインを活用して、交通安全思想の普及を図った。

また、令和3年6月下旬から9月30日（木）までの間、令和4年使用の交通安全年間スローガンを全国から募集した。（毎日新聞社と共に内閣府・警察庁・法務省・文部科学省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・日本放送協会の後援、全国共済農業協同組合連合会の協賛）

応募総数4万5,437点の作品の中から、審査の結果、最優秀作品3点（内閣總理大臣賞）、優秀作品7点（内閣府特命担当大臣賞3点、警察庁長官賞3点、文部科学大臣賞1点）、及び佳作10点（全日本交通安全協会会長賞）を選定し、入選者20名に対して表彰状等が贈られた。

最優秀作品は次のとおりである。

○ 運転者（同乗者を含む）に呼びかけるもの

手を上げる 子どもはあなたを 信じてる

○ 歩行者・自転車利用者に呼びかけるもの

スマホじゃない 見るのは前でしょ 周りでしょ

○ 子どもたちに交通安全を呼びかけるもの

とうげこう よそみ おしゃべり きけんがいっぱい

また、これらの最優秀作品を使って制作した令和4年使用の交通安全ポスターデザインの募集を、令和3年11月から令和4年1月31日（月）まで実施した。

応募総数 3,134 点の作品の中から、審査の結果、最優秀作品 3 点（内閣総理大臣賞）、優秀作品 7 点（内閣府特命担当大臣賞 3 点、警察庁長官賞 3 点、文部科学大臣賞 1 点）、優良作品 6 点（全日本交通安全協会会長賞 3 点、毎日新聞社賞 3 点）及び佳作 9 点を選定し、入選者 25 名に対して表彰状等が贈られた。

なお、最優秀作品の 3 点は、令和 4 年春の全国交通安全運動用のポスターとして活用され、また、内閣府特命担当大臣賞の 3 点は、令和 4 年秋の全国交通安全運動用のポスターとして活用することとしている。

(4) 各種媒体を活用した交通安全広報の推進

ア 定期広報誌の発行

交通安全教育に携わる方々を主たる対象とした交通安全教育推進月刊誌「人と車」を発行（各月約 1 万部）し、交通安全教育及び啓発用資料として都道府県交通安全協会をはじめ関係先に配布し、交通安全活動に役立てた。

イ ポスターの作成・配布

春・秋の全国交通安全運動用として、交通安全年間スローガン入りポスター 10 万 1 千枚を作成し都道府県交通安全協会に、内閣府が企画するポスター 2 万 1 千枚を作成し都道府県警察に配布した。

ウ ホームページ等による広報啓発

ホームページに、道路交通法の改正ポイントや自転車安全対策、飲酒運転根絶のためのハンドルキーパー運動、アルコール検知器の活用、反射材用品の普及促進、安全運転講習会等の交通安全活動に関する最新情報を掲載するとともに、定期的にリニューアルを行い、交通安全の広報啓発を行った。

そのほか、業務及び財務に関する資料を積極的に公開するなど、交通安全協会の組織及び事業等についての理解を深めるための広報を行った。

(5) 反射材用品を普及促進するための反射材フェアの開催

反射材用品の普及促進、広報啓発を図るため、令和 3 年 10 月 16 日（土）に

LIVE 配信による「反射材フェア 2021 LIVE」を開催した。(当協会の主催、警察庁の後援、全国共済農業協同組合連合会の協賛、警視庁交通部・東京都交通安全協会・日本反射材普及協会・日本ユニホームセンター等の協力)

(6) 飲酒運転根絶のためのハンドルキーパー運動の推進

飲酒運転の根絶を図るため、警察や都道府県交通安全協会、日本自動車連盟、日本フードサービス協会等関係機関・団体と連携して、ハンドルキーパー運動を飲酒運転根絶のための国民運動として推進した。

(7) 交通安全ファミリー作文コンクールの実施

国民一人一人の交通安全意識の一層の高揚を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践に資することを目的として、家庭をはじめ学校、地域等において交通安全について話し合った内容や方法、その結果実行していることなどを作文形式により広く募集する「交通安全ファミリー作文コンクール」を、令和3年7月9日（金）から9月10日（金）までの間、小学生の部、中学生の部に分けて実施した。（警察庁・三井住友海上福祉財団・日本交通安全教育普及協会と共に、内閣府・文部科学省の後援、全国共済農業協同組合連合会の協賛）

応募総数4,892点の作品の中から、審査の結果、最優秀作品の内閣總理大臣賞に各部門1点の計2点、優秀作品の国務大臣・国家公安委員会委員長賞に小学生の部6点、中学生の部3点、文部科学大臣賞に各部門1点の計2点、佳作の警察庁交通局長賞に小学生の部15点、中学生の部7点を選定し、入選者35名に対して表彰状等が贈られた。

(8) 自転車月間の効果的推進

自転車の安全利用の促進を図るため、31の関係団体で組織する「自転車月間推進協議会」の一員として、5月の自転車月間の効果的推進に取り組んだ。

2 交通安全対策等の推進

(1) 幼児・子供の交通安全対策の推進

ア 幼児教育用教材の作成・普及

幼児の交通事故防止を目的として、幼児の交通安全教育を推進するため、交通安全絵本「ぼくの たんじょうび」を265万部作成し、全国の幼稚園、保育所等に配布した。(トヨタ自動車(株)の寄贈)

イ チャイルドシートの使用に関する広報啓発

子供の自動車乗車中の交通事故による被害の軽減を図るため、DVD「時速100kmの衝撃」、「チャイルドシートで守ってね！」等の活用と各種資料の作成により、運転者、保護者等に、チャイルドシートの必要性と有効性を再認識してもらい、チャイルドシートを正しく取り付け、使用するよう広報啓発活動を積極的に推進した。

ウ 新入学児童への黄色いワッペンの配布

新入学児童の登下校時の交通事故防止と児童の交通安全意識の高揚を図るため、「黄色いワッペン」(交通事故傷害保険付)贈呈事業を後援し、計128万枚を全国の小学校新入学児童全員に配布した。(株)みずほフィナンシャルグループ、損害保険ジャパン(株)、明治安田生命保険(相)及び第一生命保険(株)からの寄贈)

(2) 高齢者、身体障害者等の交通安全対策の推進

ア 高齢者に対する交通安全教育

高齢運転者と高齢歩行者の交通事故防止を図るため、指導者用及び高齢者用の交通安全教育用資料として、交通安全教育用冊子「高齢者のための交通教本」やDVDを作成し、その普及に努めた。

イ 反射材用品の配布及び普及促進

夜間における高齢歩行者の交通事故防止を図るため、反射材用品2万セット

を都道府県交通安全協会に配布し、その普及促進に努めた。

ウ 高齢運転者の安全運転対策の推進

高齢運転者の交通事故防止を図るため、日本自動車連盟との共催により、各都道府県の会場において、参加・体験・実践型の安全運転実技講習会（ドライバーズセミナー（シニアコース））を実施した。

エ 高齢運転者標識（高齢者マーク）、身体障害者標識（身体障害者マーク）及び聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク）の普及

高齢運転者、肢体の不自由な運転者や聴覚の不自由な運転者を保護するためには、高齢運転者標識、身体障害者標識及び聴覚障害者標識について広報し、同標識の使用の普及を図るとともに、一般運転者に対して、これらの標識を付けた車の側方に幅寄せをしたり、前方に無理に割り込んだりしないよう広報啓発を行った。

オ 視覚障害者用交通信号機付加装置の整備

視覚障害者の交通安全を図るため、関係都道府県警察・交通安全協会の協力を得て、ニッポン放送「ラジオ・チャリティ・ミュージックソン」の募金により視覚障害者用交通信号機付加装置40基を設置し、視覚障害者の交通安全に寄与した。

（3）自転車の交通安全対策の推進

ア 自転車安全教育推進委員会の開催

自転車利用者に対する交通安全教育の推進を図るため、令和4年2月10日（木）、警察庁等関係省庁、日本自転車普及協会等関係団体及び学識経験者等による「自転車安全教育推進委員会（中央委員会）」を東京都内において開催する予定であったが、感染症対策の観点から、書面による開催とした。

イ 自転車の交通ルール・マナーの周知

自転車の通行方法や自転車乗車用ヘルメットの着用等、自転車の交通ル

ル・マナーの周知を図り、都道府県における自転車安全教室を効果的に開催できるよう「自転車の交通安全ブック」を作成したほか、安全教育用資料として「自転車安全教室」を20万部作成し、5月の自転車月間に合わせ、都道府県交通安全協会に配布した。

ウ　自転車安全教育特別指導員の認定・登録

都道府県自転車安全教育推進委員会（地方委員会）から申請のあった自転車安全教育特別指導員の認定・登録を行った。

エ　自転車会員制度の普及促進

自転車利用者の安全意識の高揚及び自転車が加害者となる事故に係る被害者の救済と加害者等の経済的・精神的負担の軽減を図ることを目的に、自転車会員制度の普及促進に努め、自転車会員に対して、団体自転車保険「サイクル安心保険」を提供して自転車損害賠償保険の普及を促進した。

また、5月の自転車月間に東京都内で開催されたイベント「BICYCLE CITY EXPO 2021～自転車まちづくり博～」において、専用ブースを設けて広報啓発に努めた。

オ　自転車乗車用ヘルメット着用の啓発普及

自転車利用者の安全を確保するため、自転車乗車用ヘルメットの着用について、自転車会員制度の活動等を通じ、その啓発普及に努めた。

カ　交通安全子供自転車都道府県大会に対する支援

東京オリンピック・パラリンピック競技大会延期の影響により、令和3年度の全国大会を中止したことから、都道府県大会での活用を目的に、自転車大会競技用自転車1台を都道府県交通安全協会に送付した。

(4) 原付・二輪車運転者の交通安全対策の推進

ア　二輪車安全運転推進委員会の開催

二輪車の安全運転教育を推進するため、警察庁等関係省庁、日本自動車工業

会等関係団体及び学識経験者による「二輪車安全運転推進委員会（中央委員会）」を、令和4年3月4日（金）、東京都内において開催する予定であったが、感染症対策の観点から、書面による開催とした。

イ 安全運転教本の作成

原付及び二輪車の安全運転教本「あなたもライダー」及び「二輪ライダーのために」を作成し、二輪車の安全運転教育の普及促進を図った。

ウ 乗車用ヘルメット等の着用の啓発普及

原付及び二輪車の乗車用ヘルメット、プロテクターの正しい着用について、各種機会を通じて啓発普及に努めた。

エ 二輪車安全運転特別指導員の審査・認定・登録

二輪車安全運転教育の充実強化を図るため、都道府県二輪車安全運転推進委員会（地方委員会）からの推薦に基づき、令和3年7月13日（火）、三重会場（鈴鹿サーキット交通教育センター）において審査を実施し、17名を特別指導員として認定の上、登録した。なお、感染症対策の観点から、茨城会場での審査については令和4年度に延期することとした。

オ 二輪車安全運転指導員審査助成事業の推進

二輪車安全運転推進委員会の基盤である指導員制度の充実強化を図るため、指導員育成のための審査を実施した10都県のうち7都県に対し、審査に要した費用の所定額を助成した。

カ 原付講習への支援

都道府県交通安全協会が実施している原付免許取得時の原付講習及び普通免許取得者で原付講習の受講を希望する者に対する講習の開催を支援した。

キ 原付安全運転講習会の開催支援

原付を日常的に運転している者の運転技能の向上を図るため、都道府県交通安全協会が日本二輪車普及安全協会都府県地区支所等と協力して、全国各地で

実施している原付安全運転講習会の開催を支援した（161回開催）。

ク 二輪車安全運転講習会の開催支援

二輪免許を新たに取得しようとする者及び二輪免許既得者の運転技能の向上を図るため、都道府県交通安全協会が日本二輪車普及安全協会都府県地区支所等と協力して、全国各地で実施している二輪車安全運転講習会の開催を支援した（133回開催）。

（5）自動車運転者の交通安全対策の推進

ア 教育用資料・資器材の配布

各種交通安全教育用資料や資器材を作成・配布し、教育効果の向上を図った。特に、広く国民に道路交通法や交通の方法に関する教則の改正内容を周知するため、多数の運転者が受講する更新時講習等に使用する「わかる 身につく 交通教本」、「高齢者のための交通教本」等に改正内容を盛り込み、都道府県交通安全協会と連携して、その広報啓発を図った。

イ シートベルトの着用、チャイルドシートの使用の徹底

すべての座席においてシートベルトの着用が義務化されていることから、運転席、助手席はもとより、着用率の低い後部座席におけるシートベルトの着用やチャイルドシートの適正な使用を習慣化するための広報啓発活動を推進した。

ウ 安全運転実技講習会の開催

自動車運転者の交通事故防止対策の一環として、日本自動車連盟との共催により、各都道府県の会場において、参加・体験・実践型の安全運転実技講習会（ドライバーズセミナー（一般コース））を実施した。

エ 若年、初心運転者に対する交通安全教育の充実強化

若年、初心運転者の交通事故防止を図るため、安全教育用資料等を作成するなどして、安全意識の高揚を図った。

(6) 企業の交通安全対策の推進

ア 都道府県安全運転管理者協議会専務理事等会議の開催

都道府県安全運転管理者協議会との緊密な連携を図るため、令和3年10月6日（水）、東京都内において、「都道府県安全運転管理者協議会専務理事等会議」を開催する予定であったが、感染症対策の観点から、書面による開催とした。

イ 教育用資料・資器材の普及促進

企業の安全運転管理対策の向上を図るため、企業の経営者、安全運転管理者等を対象とした安全運転管理実践のための手引書「対話形式でわかる！安全運転管理実務と運転者教育」を作成し、その普及に努めた。

ウ 安全運転管理能力向上のための諸対策の推進

企業の幹部を対象とした「安全運転管理指導者講習会」を令和3年10月28日（木）・29日（金）の両日、福岡県において開催する予定であったが、感染症対策の観点から中止とし、令和4年度に繰り下げることとした。なお、当協会の月刊誌「人と車」に、企業の安全運転管理に関する特集記事を掲載するなどし、その管理能力の向上を図った。

(7) 反射材用品の普及促進

夜間における歩行者、自転車利用者の交通事故防止を図るため、反射材用品の普及促進に努めた。また、関係機関・団体等と連携して「反射材活用推進委員会」を、令和3年7月6日（火）、東京都内において開催した。

(8) 道路使用等の適正化に関する対策の推進

都道府県道路使用適正化業務担当者の実務能力の向上と連携を図るため、「都道府県道路使用適正化業務担当責任者研修会」を令和3年5月14日（金）、東京都内において開催する予定であったが、感染症対策の観点から中止とした。なお、全国交通安全活動推進センター及び都道府県交通安全活動推進センター相互の連携、協力を図るための資料を配付した。

(9) 都道府県交通安全協会への交通安全活動資器材の支援

ア 交通安全活動支援協力事業の推進

都道府県交通安全協会が各種の交通安全活動を効果的に推進するために購入した視聴覚教材等の安全教育用資器材及び広報啓発用品等の費用について、必要に応じ支援した。

イ 交通安全活動に資する資器材の整備

(ア) 交通安全教育車（宝くじ号）の整備事業

幼児、学童及び高齢者に対する交通安全教育を推進するため、LED 交通安全教室用信号機セット等の資器材を搭載した「交通安全教育車（宝くじ号）」6台を秋田県、山形県、東京都、長野県、福井県、長崎県の各交通安全協会に配分した。（日本宝くじ協会の助成）

(イ) 交通安全広報用テントの配分

交通安全運動及び各種交通安全活動等に使用するため、「交通安全広報用テント」24張を都道府県交通安全協会に配分した。（日本宝くじ協会の助成）

(ウ) 警報器付横断指導旗の配分

横断歩道における交通事故防止を図るため、「警報器付横断指導旗」2,530本を都道府県交通安全協会に配分した。（日本宝くじ協会の助成）

(エ) 自転車シミュレータの配分

自転車事故の防止を図るための教育機器として、交通安全教室等の受講者が、自転車に乗る際の技能・知識や自転車利用のルールとマナーを効果的に習得することができる「自転車シミュレータ（模擬運転教育装置）」10台を、北海道、宮城県、東京都、千葉県、静岡県、兵庫県、和歌山県、愛媛県、大分県、鹿児島県の各交通安全協会に配分した。((一社) 日本損害保険協会からの寄贈)

3 交通安全表彰の実施

(1) 交通栄誉章「緑十字金章・銀章・銅章」表彰

多年にわたり交通安全活動に尽力した交通安全功労者、優良安全運転管理者及び優良運転者に対し、次のとおり表彰した。

ア 交通栄誉章緑十字金章表彰

功績が抜群であった交通安全功労者・優良安全運転管理者 114 名、優良運転者 37 名の合計 151 名に対し、交通栄誉章緑十字金章表彰を行い、また、同章受賞者の配偶者には感謝状を贈呈した。

イ 交通栄誉章緑十字銀章表彰

功績が特に顕著であった交通安全功労者・優良安全運転管理者 413 名、優良運転者 182 名の合計 595 名に対し、交通栄誉章緑十字銀章表彰を行い、また、同章受賞者の配偶者には感謝状を贈呈した。

ウ 交通栄誉章緑十字銅章表彰

功績が多大であった交通安全功労者・優良安全運転管理者 2,658 名、優良運転者 4,308 名の合計 6,966 名に対し、交通栄誉章緑十字銅章表彰を行った。

(2) 交通安全優良団体等表彰

交通安全活動等を積極的に推進し、交通安全に顕著な功績があった団体等に対し、次のとおり表彰した。

ア 交通安全優良団体

地域において、交通安全活動を積極的に推進し、交通事故の防止に顕著な功績のあった 39 団体

イ 交通安全優良事業所

交通安全対策を積極的に推進し、交通事故の防止に顕著な功績のあった 90 事業所

ウ 交通安全優良学校

交通安全教育活動を積極的に推進し、児童、生徒の交通安全教育と事故の防止に顕著な功績のあった 46 学校

エ 優良交通安全協会

交通安全活動を積極的に推進し、交通事故の防止に顕著な成績を挙げた 58

交通安全協会

オ 優良安全運転管理者協議会

交通安全活動を積極的に推進し、交通事故の防止に顕著な成績を挙げた 48

安全運転管理者協議会

(3) 優良二輪車安全運転指導員等表彰

二輪車の安全運転教育活動を積極的に実施している都道府県の特別指導員・指導員 48 名に対し、表彰を行った。

4 交通安全教育指導者育成のための研修会等の開催

都道府県における交通安全教育の指導者等を育成するため、各種の交通安全教育指導者研修会等を開催する予定であったが、感染症対策の観点から、中止等を余儀なくされた。

(1) 二輪車安全運転特別指導員中央研修会及び特別指導員養成講習会

二輪車安全運転特別指導員の指導能力の向上を図るため、令和 3 年 9 月 6 日（月）・7 日（火）の両日、熊本県内所在の交通教育センター・レインボー熊本において、特別指導員に対する中央研修会を開催する予定であったが、感染症対策の観点から中止とした。

また、特別指導員養成講習会については、令和 3 年 7 月 12 日（月）・13 日（火）の両日、三重県内所在の鈴鹿サーキット交通教育センターにおいて開催し、17 名の指導員が参加した。なお、同年 10 月 30 日（土）・31 日（日）、茨城県内所在の安全運転中央研修所において開催予定であった同講習会については、感染症

対策の観点から中止とした。

(2) 都道府県安全運転管理者協議会専務理事等会議

都道府県安全運転管理者協議会が行う、企業における安全運転管理の効果的な推進及び交通安全教育指導者育成等の活動に資するため、令和3年10月6日(水)、東京都内において、「都道府県安全運転管理者協議会専務理事等会議」を開催する予定であったが、感染症対策の観点から、書面による開催とした。

(3) 安全運転管理指導者講習会

安全運転管理者等を指導する立場にある企業幹部の安全運転管理能力の向上を図るため、令和3年10月28日(木)・29日(金)の両日、福岡県において、「安全運転管理指導者講習会」を開催する予定であったが、感染症対策の観点から中止とし、令和4年度に繰り下げるのこととした。

(4) 都道府県道路使用適正化業務担当責任者研修会

都道府県交通安全活動推進センターにおける道路使用等に関する業務の適正な運用を図るため、令和3年5月14日(金)、東京都内において、「都道府県道路使用適正化業務担当責任者研修会」を開催する予定であったが、感染症対策の観点から中止とした。

(5) 地域交通安全活動推進委員全国研修会

地域交通安全活動推進委員の実務能力の向上を図るため、令和3年6月18日(金)、東京都内において、各都道府県の推進委員及び関係者に対する「地域交通安全活動推進委員全国研修会」を開催する予定であったが、感染症対策の観点から中止とし、11月11日(木)関係資料を送付した。

(6) 交通事故相談担当者研修会

都道府県交通安全活動推進センターにおいて、交通事故相談・指導を担当する職員の実務能力の向上を図るため、令和3年11月25日(木)・26日(金)の両日、東京都内において「交通事故相談担当者研修会」を開催する予定であったが、感

染症対策の観点から中止とし、令和4年度に繰り下げるることとした。

5 交通安全教育及び啓発用資料・資器材等の作成、普及

交通安全教育や交通安全の広報啓発を推進するため、交通安全教育及び啓発用資料・資器材等を作成し、普及を図った。

(1) 交通安全教育指針に基づく指導者用手引書

子どもと保護者の交通安全ブック

地域交通安全活動推進委員のための交通安全教育ハンドブック

(2) 各種教本、パンフレット等

交通の教則（普及版）

わかる 身につく 交通教本

高齢者のための交通教本

ルールとマナー

対話形式でわかる！ 安全運転管理実務と運転者教育

認知・判断力診断（セルフチェック版）

安全運転自己診断

わかりやすい道路交通法

点数表・反則金カード

あなたの運転は

あなたが考える安全運転適性

適性検査用紙

自転車の交通安全ブック（自転車の安全な乗り方）

自転車安全教室

二輪ライダーのために

あなたもライダー

危険予測パンフレット

危険の予測

月刊誌「人と車」

春の全国交通安全運動用ポスター

秋の全国交通安全運動用ポスター

(3) 映画・DVD 等

〈一般ドライバー用〉

油断することなかれ！

～見える危険・見えない危険、そして自分自身に潜む危険～

これくらいならと甘く見てはいけない

～一般ドライバー向け交通安全ケーススタディ～

3つの危険を絶て！～宮本武蔵 観の目に学ぶ～

アルコールについての正しい知識を！

～本当にわかっていますか？飲酒運転の危険性～

夢を奪ったハンドル～飲酒・居眠り・ながら運転の悲劇～

いのちを守る！ドライバーの責任

～「ながらスマホ」が死亡事故に・・・～

事故への警告！ヒヤリ・ハット

～「事故にならなくて良かった」で終わっていませんか？～

『自分ルール』を見直す～初心に返って 安全運転～

運転マナーが大切～思いやり・ゆずり合いの心が事故を防ぐ～

見直そう！あなたの運転～事故を防ぐための運転操作～

安全運転のための条件 危険予測で事故を防ぐ

切り裂かれた未来～飲酒運転の代償～

危ない！そこに歩行者が！横断歩行者事故を防ぐ危険予測

交通事故ゼロへの決意！あなたと会社を守る

交通事故は防げる！事故映像から検証する安全運転のポイント

事故を起こさないための運転行動 ドライブレコーダー映像から考える

点灯せ！心のヘッドライト～歩行者との交通事故を防ぐ運転の心得～

従業員の交通事故と企業リスク

〈二輪・原付ライダー用〉

原付・自動二輪車ライダーへ 防ごう！バイク事故

～事例に学ぶ安全運転のポイント～

原付ライダーのみなさんへ ～危険を読め！死角を消せ！～

〈自転車用〉

安全・快適な大人の自転車ライフのために

～これだけは知っておきたい！自転車の交通ルール～

一瞬の過ち 失われた未来 ～女子大学生 ある自転車死亡事故より～

守ろう！自転車の交通ルール 中学生・高校生の自転車の安全な乗り方

大人の自転車交通安全 事故映像から学ぶ自転車の安全な乗り方

自転車の交通安全ガイド

小学生の自転車教室

～交通ルールを学んで 交通事故にあわない おこさない～

知ってる？守ってる？ 自転車の交通ルール

うしわかまるの自転車交通安全

〈高齢者用〉

シニアドライバーの交通安全

～楽しく安全運転を続けるための車との付き合い方～

日々是安全 加齢による変化と上手に付き合う

～高齢ドライバー向け交通安全ケーススタディ～

はなちゃんとやじきたの交通安全

～高齢歩行者・自転車向け交通安全ケーススタディ～

高齢者のみなさん！いつも安全確認していますか？

沼田爆の高齢ドライバーの交通安全

〈アニメ（幼児・小学校低学年用）〉

魔進戦隊キラメイジャーの交通安全～キラメイジャーと学ぶ交通ルール～

ミヤモトムサシのこうつうあんぜん五輪の書

ハロー キティとまなぼう！ こうつうルール

うしわかまるのこうつうあんぜん

三びきの子ぶたの交通安全

三太郎とかぐや姫の交通安全

(4) 保安用資器材等

反射材用品

子供用黄色い帽子

交通指導員帽子

警報器付横断指導旗

初心運転者標識

高齢運転者標識

聴覚障害者標識

身体障害者標識

代行運転自動車標識

6 都道府県交通安全活動推進センターとの連携

都道府県交通安全活動推進センター（都道府県交通安全協会）との必要な連絡調整を行い、緊密な連携を図った。なお、令和3年10月13日（水）、「主要都道府県

交通安全協会連絡会議」を、また、令和4年3月17日（木）、「都道府県交通安全協会専務理事等会議」をいずれも東京都内において開催する予定であったが、感染症対策の観点から中止とした。

7 交通安全に関する調査研究等の実施

(1) 交通安全に関する調査研究

交通安全に関する調査研究はなかった。

(2) 諸外国の交通安全団体との交流

各国交通関係団体との交流を継続し、情報及び資料等の収集に努めた。

8 各種行事に対する協賛、後援等の実施

他機関、団体と連携して交通安全活動を効果的に推進するため、令和3年度においては、下記行事に対し、協賛、後援等を行った。

- 令和3年度「道路ふれあい月間」 (国土交通省)
- 令和3年全国地域安全運動 (警察庁・全国防犯協会)
- 令和3年度交通安全フォーラム (内閣府)
- 令和3年度ラジオ・チャリティ・ミュージックソン (株)ニッポン放送)
- 交通事故防止キャンペーン (読売情報開発)
- 飲酒運転防止インストラクター養成講座 (アスク)
- 黄色いワッペン贈呈事業 (株)みずほフィナンシャルグループ他3社)
- 8月19日はバイクの日 HAVE A BIKE DAY (日本自動車工業会)
- 親と子の交通安全ミュージカル (全国共済農業協同組合連合会)
- 第50回JA共済全国小中学生交通安全ポスターコンクール (全国共済農業協同組合連合会)
- 第53回全国トラックドライバーコンテスト (全日本トラック協会)

- 第 57 回全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会 in 熊本
(陸上貨物運送事業労働災害防止協会)
- JA 共済 Presents SDD 全国こども書道コンクール (ジェイディ共済協同組合)
- 産経子どもニュース (産経広告社)
- その他の行事への協力
 - ・ 「だいじょうぶ」キャンペーン (毎日新聞社)
 - ・ 令和 3 年度全国安全週間 (厚生労働省)
 - ・ 令和 3 年度（第 72 回）全国労働衛生週間 (厚生労働省)
 - ・ 全国交通安全運動ポスター作成 (内閣府)
 - ・ 第 71 回社会を明るくする運動 (法務省)
 - ・ 第 46 回二輪車安全運転推進運動 (日本二輪車普及安全協会)
 - ・ 「交通安全。アクション 2021 新宿」 (日本自動車会議所)

第 3 管理関係

1 評議員会及び理事会に関する事項

(1) 評議員会

ア 令和 3 年度定時評議員会（書面）

(ア) 決議があったものとみなされた日 令和 3 年 6 月 17 日（木）

(イ) 決議があったものとみなされた事項

- 1 号議案 令和 2 年度事業報告書承認の件
- 2 号議案 令和 2 年度収支決算報告書承認の件
- 3 号議案 令和 2 年度公益目的支出計画実施結果報告書承認の件
- 4 号議案 理事の選任について
- 5 号議案 監事の選任について
- 6 号議案 評議員の選任について

(2) 理事会

ア 第 24 回理事会（書面）

(ア) 決議があったものとみなされた日 令和 3 年 6 月 2 日（水）

(イ) 決議があったものとみなされた事項

- 1 号議案 令和 2 年度事業報告について
- 2 号議案 令和 2 年度収支決算報告について
- 3 号議案 令和 2 年度公益目的支出計画実施報告書の承認について
- 4 号議案 理事候補者の選出について
- 5 号議案 監事候補者の選出について
- 6 号議案 評議員候補者の選出について
- 7 号議案 令和 3 年度定時評議員会の開催日程及び提出議題について

(ウ) 報告事項

代表理事及び業務執行理事の自己の職務執行状況について

イ 第 25 回理事会（書面）

(ア) 決議があったものとみなされた日 令和 3 年 6 月 30 日（水）

(イ) 決議があったものとみなされた事項

- ・ 川村隆を会長に選定し、代表理事とする。
- ・ 野田健を副会長（理事長）に選定し、代表理事とする。
- ・ 大槻博（北海道交通安全協会会长）を副会長に選定する。
- ・ 鎌田宏（宮城県交通安全協会会长）を副会長に選定する。
- ・ 毛利有伸（愛知県交通安全協会会长）を副会長に選定する。
- ・ 銭高善雄（大阪府交通安全協会会长）を副会長に選定する。
- ・ 瀧川博司（兵庫県交通安全協会会长）を副会長に選定する。
- ・ 竹島和幸（福岡県交通安全協会会长）を副会長に選定する。

ウ 第 26 回理事会（書面）

(ア) 決議があったものとみなされた日 令和4年3月17日(木)

(イ) 決議があったものとみなされた事項

- 1号議案 令和4年度事業計画案について
- 2号議案 令和4年度収支予算案について
- 3号議案 一般財団法人全日本交通安全協会就業規則等の改正について

(ウ) 報告事項

代表理事及び業務執行理事の自己の職務執行状況について

2 役員等に関する事項

令和4年3月31日（木）現在の評議員及び役員は下表のとおりである。

(1) 評議員 23名

氏 名	役 職 等
柳 谷 章 二	(一財) 青森県交通安全協会 前会長
小 櫻 輝	(一社) 福島県交通安全協会 会長
安 藤 薩 勇	(公財) 千葉県交通安全協会 会長
永 原 功	(公財) 富山県交通安全協会 会長
大 谷 厚 郎	(一財) 島根県交通安全協会 会長
村 田 常 雄	(一財) 山口県交通安全協会 会長
矢 野 精 一	(一社) 愛媛県交通安全協会 会長
菊 川 滋	(公社) 日本道路協会 会長
木 場 宣 行	(一社) 日本自動車整備振興会連合会 専務理事
田 中 照 久	(一社) 日本自動車販売協会連合会 常務理事
坂 口 正 芳	(一社) 日本自動車連盟 副会長
飯 田 裕 一	スリーエムジャパン(株) トランスポーテーション セーフティー事業部 事業部長
片 桐 裕	(一社) 全日本指定自動車教習所協会連合会 会長
山 本 幸 伸	トヨタ自動車(株) 社会貢献推進部プログラム推進室 交通安全推進グループ グループ長
丸 木 崇 秀	損害保険ジャパン(株) サステナビリティ推進部長
池 田 克 彦	(公財) 日本道路交通情報センター 理事長
山 岡 正 博	(一社) 日本自動車会議所 専務理事
深 草 雅 利	(公財) 交通事故総合分析センター 理事長
中 尾 克 彦	(一財) 道路交通情報通信システムセンター 常務理事
黒 水 恒 男	(公財) 社会教育協会 理事長
山 崎 一	(一社) 自転車協会 理事長
杵 渕 智 行	(一社) UTMS協会 理事長
小 林 清 美	全国地域婦人団体連絡協議会 理事

(2) 役員（理事 24 名、監事 3 名）

ア 理 事

氏名	役職等	備考
川村 隆	(一財)全日本交通安全協会 会長	代表理事
野田 健	(一財)全日本交通安全協会 理事長	代表理事・副会長
大槻 博	(一財)北海道交通安全協会 会長	理事・副会長
鎌田 宏	(一社)宮城県交通安全協会 会長	理事・副会長
毛利 有伸	(一財)愛知県交通安全協会 会長	理事・副会長
錢高 善雄	(一財)大阪府交通安全協会 会長	理事・副会長
瀧川 博司	(一財)兵庫県交通安全協会 前会長	理事・副会長
青木 邦男	(一財)鳥取県交通安全協会 会長	理事・副会長
竹島 和幸	(一財)福岡県交通安全協会 会長	理事・副会長
桑原 功	(一社)秋田県交通安全協会 会長	理事
吉森 裕次	(一財)東京都交通安全協会 会長代行 兼理事長	理事
阿部 武史	(一財)栃木県交通安全協会 会長	理事
町田 錦一郎	(公財)群馬県交通安全協会 理事長	理事
松本 富男	(一社)福井県交通安全協会 会長	理事
横江 末治	(公財)滋賀県交通安全協会 会長	理事
與繩 義昭	(一財)熊本県交通安全協会 会長	理事
矢野 久也	(一財)宮崎県交通安全協会 会長	理事
川畠 英樹	(公財)鹿児島県交通安全協会 理事長	理事
神谷 俊広	(一社)全国ハイヤー・タクシー連合会 理事長	理事
関根 博	全国共済農業協同組合連合会 前地域活動支援部部長	理事
野澤 隆寛	(一財)自転車産業振興協会 会長	理事
江原 伸一	(一社)日本二輪車普及安全協会 常務理事	理事
留安 敬一	(一社)全国自家用自動車協会 専務理事	理事
入谷 誠	(一財)全日本交通安全協会 専務理事	業務執行理事

イ 監 事

小 川 伊 七	(一財)埼玉県交通安全協会 会長
曾 雉 哲 雄	(一財)茨城県交通安全協会 会長
岩 瀬 充 明	(株)たいよう共済 代表取締役社長

(3) 役員等変更に伴う登記関係

ア 理事

- 令和3年6月17日（木）付で、21名の理事が任期満了により退任したので、役員抹消登記を行った。（7月14日（水）登記完了）
- 令和3年6月17日（木）付で、16名の理事が任期満了により重任したので、役員変更登記を行った。（7月14日（水）登記完了）
- 令和3年6月17日（木）付で、5名の理事が新規に就任したので、役員変更登記を行った。（7月14日（水）登記完了）
- 令和3年6月30日（水）付で、代表理事2名が就任したので、役員変更登記を行った。（7月14日（水）登記完了）

イ 監事

- 令和3年6月17日（木）付で、2名の監事が任期満了により退任したので、役員抹消登記を行った。（7月14日（水）登記完了）
- 令和3年6月17日（木）付で、2名の監事が新規に就任したので、役員変更登記を行った。（7月14日（水）登記完了）

ウ 評議員

- 令和3年6月17日（木）付で、23名の評議員が任期満了により退任したので、評議員抹消登記を行った。（7月14日（水）登記完了）
- 令和3年6月17日（木）付で、13名の評議員が任期満了により重任したので、役員変更登記を行った。（7月14日（水）登記完了）

- 令和3年6月17日（木）付で、8名の評議員が新規に就任したので、役員変更登記を行った。（7月14日（水）登記完了）

3 事務局に関する事項

- 令和4年3月31日（木）現在の事務局員は18名
- 令和3年度中の新規採用者及び退職者
 - 新規採用者 4名（事務局長、安全対策部長、企画課長、安全対策第一課
課長代理）
 - 退職者 3名（総務部長、総務係長、安全対策第一課係長）

（令和3年度事業報告の付属明細書について）

「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する事業報告の付属明細書として記載すべき「事業報告の内容を補足する重要な事項」については、これが存在しないので、作成しないこととする。